

改正育児・介護休業法、パワハラ防止対策セミナー のご案内

参加無料

第一部

改正育児・介護休業法について

令和4年4月1日から段階的に施行される改正育児・介護休業法の概要や育児・介護休業等に関する規則の改定例等についてご説明します。

第二部

パワハラ防止対策について

新たに措置義務となったパワーハラスメントを中心に、ハラスメントの内容、措置の講じ方等についてご説明します。

開催方法をオンライン形式へ変更しました。

日時	2月3日(木)	2月8日(火)	2月16日(水)
日程	2月3日(木) 2月8日(火) 2月16日(水)	2月8日(火)	2月16日(水)
時間	13:30~15:45	13:15~15:45	13:15~15:45
場所	鳥取労働局4階 大会議室	倉吉地方合同庁舎4階 第一会議室	米子地方合同庁舎4階 共用会議室
第一部	改正育児・介護休業法について	改正育児・介護休業法について	改正育児・介護休業法について
第二部	パワハラ防止対策について	パワハラ防止対策について	パワハラ防止対策について

米子会場はセミナー開催日が確定申告の時期と重複するため、混雑が予想されます。

満車の代替駐車場の準備はございませんので、なるべく公共交通機関をご利用ください。

【セミナーについて】

- * 開場時間は各会場セミナー開始時間の30分前です。
- * 第一部または第二部のどちらかだけのご出席も可能です。ご希望の場合は、申し込みの際にメールに「第一部のみ出席」または「第二部のみ出席」とご記載ください。
- * 第一部は2021年12月開催のオンラインセミナーと同内容で、鳥取労働局雇用環境・均等室が説明を担当します。第二部は働き方改革サポートオフィス鳥取が説明を担当します。
- * ~~新型コロナウイルス感染症対策のため、お申込みは、すべての開催日を通じて、1企業で1名までとさせていただきます。定員となり次第、申込みを締切ります。~~
- * ~~新型コロナウイルス感染症の流行状況等により、中止とさせていただきます場合がありますので、ご了承ください。~~
- * ~~当日は、体調不良の方は、出席をお控え願います。また、必ずマスクを着用のうえ、ご出席願います。~~

【申込方法】

申込期限:各セミナー開催日の3開庁日前、~~ただし、定員となり次第、申込みを締切ります。~~

申込方法:電子メール(tottori-kokin@au.com)に、(1)企業名、(2)連絡先電話番号、(3)受講希望番号(上記①~③)を入力の上、送信してください。メール返信にて、受付完了の通知をいたします。

【お問合せ・申し込み先】 鳥取労働局 雇用環境・均等室 (〒680-8522 鳥取市富安2丁目89-9)

電話:0857-29-1709

電子メール:tottori-kokin@au.com